

大阪市自殺対策検討連絡会議開催要綱

(目的)

第1条 大阪市精神保健福祉審議会自殺防止対策部会と大阪市関係各担当が連携して自殺対策を推進し、施策等について協議・検討するため、大阪市自殺対策検討連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催するものとする。

(所掌事務)

第2条 連絡会議は本市の自殺対策推進のため、次に掲げる事項について協議・検討を行うものとする。

- (1) 自殺対策に関わる関係機関・団体との相互連携及び情報交換について
- (2) 自殺の発生状況やその背景の調査・分析について
- (3) 自殺対策に関する取り組みについて
- (4) その他必要な事項について

(会議の構成員)

第3条 連絡会議は、別表に掲げる職員で構成する。なお、構成員は職名によるものとし、異動等によって随時氏名変更を行うものとする。

(会議の運営)

第4条 連絡会議の召集及び議事進行は、大阪市こころの健康センター所長が行う。

2 大阪市こころの健康センター所長は、必要に応じて連絡会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第5条 連絡会議の事務局は、健康局健康推進部（こころの健康センター・健康施策課）が行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の開催に関し必要な事項は、構成員の意見を聴いた上、こころの健康センター所長が定める。

附 則 この要綱は、平成21年3月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成30年1月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成30年12月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和2年1月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

[別 表]

大阪市自殺対策検討連絡会議 構成員名簿

職 名
総務局人事部厚生担当課長兼共済担当課長
政策企画室企画部政策調整担当課長
経済戦略局企画総務部総務課長
市民局総務部総務担当課長
計画調整局企画振興部総務担当課長
福祉局総務部人事・勤務条件担当課長
こども青少年局企画部総務課長
消防局企画部人事課長
教育委員会事務局指導部首席指導主事
【事務局】
健康局健康推進部こころの健康センター所長
健康局健康推進部健康施策課長
健康局健康推進部こころの健康センター精神保健医療担当課長
健康局こころの健康センター保健主幹